

令和3年9月21日

保護者のみなさま

貝塚市教育委員会  
教育長 鈴木 司郎  
貝塚市立第五中学校  
校長 北野 久美子

## 新型コロナウイルス感染症が確認された場合の臨時休業の基準について（お知らせ）

仲秋の候、保護者の皆様には、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、学校園で園児児童生徒や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の臨時休業の基準を次のとおりとしますので、お知らせします。

### 臨時休業の判断基準について

#### 保健所による調査が終わるまで

学校園で感染者が判明した場合は、保健所が濃厚接触者を特定するための調査を行います。この調査が終わるまで、感染が広がっている可能性のある学級を臨時休業とします。保健所の調査で濃厚接触者や検査対象者に認定されましたら、PCR検査を受けていただきます。その際、検査の候補者としてお子さまの情報を保健所に提供することとなりますので、ご了承くださいませようお願いします。なお、小中学校の場合、保健所と相談の上、感染者が所属する部活動に参加している児童生徒が出席停止となる場合があります。

#### 学級内で感染が広がっている可能性が高い場合

保健所による調査で次のいずれかに該当する場合は、臨時休業（学級閉鎖）を延長します。臨時休業の延長期間は、7日程度を目安に感染の状況を踏まえて判断します。

- ①同一の学級において、同時期に複数の感染者が確認された場合（保健所が必要と判断した場合）
- ②感染の状況により貝塚市教育委員会と保健所が必要と判断した場合

#### 学年閉鎖・学校（園）閉鎖の判断基準について

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年を閉鎖します。また、学校園内でのクラスターの発生や複数の学年を閉鎖するなど、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校園全体を閉鎖します。校内で感染拡大防止対策の為、臨時休業を実施する場合があります。